

令和6年山形県教育委員会10月定例会

令和6年10月17日
県庁舎教育委員室

1 開 会 午後2時

2 会議録署名委員の指名

3 会期の決定

4 報 告

- (1) 教育長職務代理者の指名について (教育政策課)
- (2) 令和7年度震災による福島県等からの山形県立高等学校への受検に係る実施要項について (高校教育課)

5 議 題

- 議第1号 令和7年度山形県立高等学校及び山形県立特別支援学校の高等部の入学者募集について (高校教育課、特別支援教育課)
- 議第2号 山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定について (教職員課)
- 議第3号 山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定に係る臨時専決処理の承認について (教職員課)
- 議第4号 山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定に係る臨時専決処理の承認について (教職員課)
- 議第5号 教職員の人事について (教職員課)

6 閉 会

令和7年度震災による福島県等からの山形県立高等学校への受検に係る実施要項

1 目的

- (1) 震災の影響により、山形県（以下、「本県」という）内の小学校あるいは中学校等に入学又は転学した者が、令和7年度山形県公立高等学校入学者選抜において県立高等学校を受検しようとする際に、円滑かつ公正な受検に資する。
- (2) 原発事故等の影響により、他県から本県の県立高等学校の受検を希望する中学生及び本県の中学生が安心して受検できる入学者選抜制度に資する。

2 本実施要項において対象となる者（以下、「対象者」という）

本県または本県以外の中学校等を卒業見込みの者で、以下の項目のいずれかに該当する者とする。

- (1) 震災で罹災した者、または罹災地域に居住しており、地域環境の悪化等により通常の生活を営めず避難に及んだ者
- (2) 福島第一原子力発電所の20キロ圏内に居住しており避難に及んだ者または、その付近に居住しており、原発事故による放射線の影響のため地域環境が悪化し、避難を余儀なくされた者
- (3) 福島県内の居住地から、放射線の影響により避難をした者

3 入学者選抜に係る措置

(1) 定員を超える合格者の認定

令和7年度入学者選抜において、対象者が受検する県立高等学校にあっては、あらかじめ1学級あたりの上限を45名以内に定め、合格者を認定できるものとする。

(2) 志願の制限

① 対象者の住民登録については以下のとおりとする。

ア 他県の中学校等を卒業見込みの対象者が本県の県立高等学校を受検しようとする場合は、入学までに、本県に住民登録を行うものとする。

イ 本県の中学校等を卒業見込みの対象者が本県の県立高等学校を受検しようとする場合は、本県内への住民登録を条件としない。この場合、在籍中学校等の所在地を受検者の現住所とみなし、本県の学区制に従い受検できるものとする。

② 学区外志願の認定については以下のとおりとする。

ア 本県以外から本県の県立高等学校の志願を許可する基準は「一家転住等」である。

イ 対象者であっても、保護者と同居をしない転住（本人のみの転居等）については志願を許可しない。ただし、保護者の認定については弾力的に対応するものとする。

③ 区域外就学により本県の中学校等を卒業見込みの者が本県以外の公立高等学校に入学を志願する場合も、「山形県公立高等学校に志願しない旨の届」（別記様式第5号D）を本県教育委員会教育長に1部提出すること。

(3) 推薦入学者選抜

- ① 令和7年3月に本県の中学校等を卒業見込みの対象者は、推薦入学者選抜の志願資格があるものとし、本県への住民登録を条件としない。
- ② 震災の影響により受検者が増加した場合は、県立高等学校で定める推薦による選抜の募集人員より合格内定者を多く認定することができる。

(4) 前期（特色）選抜

- ① 令和7年3月に本県の中学校等を卒業見込みの対象者は、前期（特色）選抜の志願資格があるものとし、本県への住民登録を条件としない。
- ② 震災の影響により受検者が増加した場合は、県立高等学校で定める前期（特色）選抜の募集人員より合格内定者を多く認定することができる。

(5) 一般入学者選抜

- ① 対象者の可否の判断については、一般入学者選抜における選抜方法により判断する。
- ② 合格者の認定に当たっては、本県の受検者が入学定員を超えて合格しないようにすること。

4 配慮事項

- (1) 入学定員の上限については、3(1)により県立高等学校長が判断できるものとするが、合格発表に先立って上限を公表することはしない。
- (2) 対象者の調査書については、その扱いについて配慮する。
- (3) 対象者の面接については、質問の内容について配慮する。

5 その他

- (1) 県立高等学校長は中学校長等に対して、受検者が対象者であるか確認を求めることができる。中学校長等は、対象生徒についての証明を別紙により志願先高等学校長あて提出する。
- (2) 県立高等学校長は、対象者の志願及び合格（内定）状況を、高校教育課長に報告しなければならない。
- (3) 本実施要項は、令和7年度入学者選抜に対応したものであり、令和8年度以降の入学者選抜については、避難者の推移等を参考のうえ別途対応する。

証 明 書

令和 年 月 日

高等学校長 殿

学 校 名

校 長 氏 名

印

貴校に志願した下記の者は、震災等の影響による避難のため、本校に在籍している生徒であることを証明します。

記

生徒氏名	山形県への転入前の住所	備考

「山形県への転入前の住所」については、震災の影響により本県に避難する前の住所を記載する。なお、本県に住民登録をしておらず、調査書の住所と同じである場合も記載する。

「備考」には、本県への転入の事情について、「震災による罹災」「避難区域」「自主避難」など簡潔に記載すること。

議第 1 号

令和7年度山形県立高等学校及び山形県立特別支援学校の高等部の入学者募集について

令和7年度山形県立高等学校及び山形県立特別支援学校の高等部の入学者を別紙のとおり募集する。

提 案 理 由

令和7年度における山形県立高等学校及び山形県立特別支援学校の高等部の入学者の募集を行う必要があるため提案するものである。

令和6年10月17日提出

山形県教育委員会

教育長 高橋 広 樹

1 山形県立高等学校全日制の課程及び定時制の課程

学 校 名	全 日 制 の 課 程			定 時 制 の 課 程		特 記
	設 置 学 科	入 学 定 員	設 置 学 科	入 学 定 員		
山形県立山形東高等学校	普通 探究	160 80				一般入学者選抜において、理数探究科と国際探究科をあわせて、探究科として募集する。
同 山形南高等学校	普通 理数	200 40				
同 山形西高等学校	普通	200				
同 山形北高等学校	普通 音楽	160 40				
同 山形工業高等学校	工業	機 械 技 術 40 電 気 電 子 40 情 報 技 術 40 建 築 40 土 木 ・ 化 学 40				
同 山形中央高等学校	普通 体育	160 80				
同 霞城学園高等学校			普 通		午前 40 午後 40 夜 40	
同 上山明新館高等学校	普通 農業 商業	160 40 40				
同 天童高等学校	総合	120				
同 山辺高等学校	家庭 看護	食 物 40 福 祉 40 看 護 40				
同 寒河江高等学校	普通	200				普通科一般コース160名、普通科探究コース40名をそれぞれ募集する。
同 寒河江工業高等学校	工業	メカニカルエンジニア 40 ロボットエンジニア 40 I T エンジニア 40				
同 谷地高等学校	普通	80				
同 左沢高等学校	総合	40				
同 村山産業高等学校	農業 工業 商業	農 業 経 営 40 み ど り 活 用 40 機 械 40 電 子 情 報 40 流 通 ビ ジ ネ ス 40				
同 東桜学館高等学校	普通	200				入学定員に併設型中学校からの入学者数も含む。
同 北村山高等学校	総合	120				
同 新庄北高等学校	普通	160	普 通		夜 40	普通科一般コース120名、普通科探究コース40名をそれぞれ募集する。
同 最上校	普通	40				
同 新庄南高等学校	普通	80				
同 金山校	普通	40				
同 新庄神室産業高等学校	農業 工業 商業	食 料 生 産 40 農 産 活 用 40 機 械 電 気 40 環 境 デ ザ イン 40 ビ ジ ネ ス 創 造 40				
同 真室川校	普通	40				

学 校 名	全 日 制 の 課 程			定 時 制 の 課 程		特 記
	設 置 学 科	入 学 定 員	設 置 学 科	入 学 定 員		
同 米沢興譲館高等学校	普通 探究	120 80				一般入学者選抜において、理数探究科と国際探究科をあわせて、探究科として募集する。
同 米沢東高等学校	普通	160				
同 米沢鶴城高等学校	工業 商業	40 40 40 40 40 40 40	総 合		夜 40	全日制の課程において、機械加工科と機械制御科、建築科と環境工学科、総合ビジネス科と会計情報科は、それぞれまとめて募集する。
同 置賜農業高等学校	農業	40 40				
同 南陽高等学校	普通	160				
同 高畠高等学校	総合	80				
同 長井高等学校	普通	200				普通科一般コース160名、普通科探究コース40名をそれぞれ募集する。
同 長井工業高等学校	工業	40 40 40				
同 荒砥高等学校	総合	40				
同 小国高等学校	普通	40				
同 致道館高等学校	普通 理数	200 80				
同 鶴岡工業高等学校	工業	40 40 40 40 40				
同 鶴岡中央高等学校	普通 総合	120 120				
同 加茂水産高等学校	水産	40				
同 庄内農業高等学校	農業	40 40				
同 庄内総合高等学校	総合	80	総 合		昼 40	
同 酒田東高等学校	普通 探究	120 80				一般入学者選抜において、理数探究科と国際探究科をあわせて、探究科として募集する。
同 酒田西高等学校	普通	120	普 通		昼 40	
同 酒田光陵高等学校	普通 工業 商業 情報	80 40 40 40 40 40				
同 遊佐高等学校	総合	40				
合 計		6280			280	

※山形東高等学校、米沢興譲館高等学校、酒田東高等学校の「探究科」は、理数に関する学科である理数探究科と国際関係に関する学科である国際探究科を合わせて募集する場合の総称として記載しています。

2 山形県立高等学校通信制の課程

学 校 名	設置学科	入学定員
山形県立 霞城学園高等学校	普 通 服 飾	120 40
同 庄内総合高等学校	普 通	80

3 山形県立特別支援学校の高等部

学 校 名	受入れ区域	設置学科	入学定員
山形県立 山 形 盲 学 校	県下一円	普 通	若干名
		保健医療	若干名
同 山 形 聾 学 校	県下一円	普 通	若干名
同 山 形 養 護 学 校	県下一円	普 通	14
同 米 沢 養 護 学 校	【総合コース】米沢市、南陽市、高畠町、川西町 【就労コース】米沢市、南陽市、高畠町、川西町、長井市、小国町、白鷹町、飯豊町	普 通	22
同 米 沢 養 護 学 校 西 置 賜 校	長井市、小国町、白鷹町、飯豊町	普 通	11
同 ゆきわり養護学校	県下一円	普 通	若干名
同 鶴 岡 養 護 学 校	鶴岡市、庄内町、三川町	普 通	14
同 酒田特別支援学校	酒田市、遊佐町	普 通	14
同 新 庄 養 護 学 校	【総合コース】新庄市、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村 【就労コース】総合コース同様	普 通	22
同 村山特別支援学校	山形市、上山市、天童市、山辺町、中山町	普 通	11
同 楯岡特別支援学校	村山市、天童市、東根市、尾花沢市、大石田町	普 通	11
同 楯岡特別支援学校 大 江 校	寒河江市、河北町、西川町、朝日町、大江町	普 通	11
同 上山高等養護学校	山形市、寒河江市、上山市、村山市、天童市、東根市、尾花沢市、山辺町、中山町、河北町、西川町、朝日町、大江町、大石田町	普 通	24
同 鶴岡高等養護学校	鶴岡市、酒田市、庄内町、三川町、遊佐町	普 通	16

(注) 受入れ区域について特別な事情がある場合には、県教育委員会が調整する。

4 山形県立高等学校専攻科

学 校 名	設置学科	入学定員
山形県立 山 辺 高 等 学 校	看 護	40

5 山形県立特別支援学校の高等部専攻科

学 校 名	受入れ区域	設置学科	入学定員
山形県立 山 形 盲 学 校	県下一円	理 療	若干名
同 山 形 聾 学 校	県下一円	商 業 技 術 生 産 技 術	若干名 若干名

議第 2 号

山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定について

山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則
 山形県立高等学校管理運営規則（昭和 41 年 4 月県教育委員会規則第 3 号）の一部
 を次のように改正する。

別表第 1 中

「

同 寒河江工業高等学校	工 業	機 械	募集停止			
		電子機械	募集停止			
		情報技術	募集停止			
		メカニカルエンジニア	40			
		ロボットエンジニア	40			
		I T エンジニア	40			

を

」

「

同 寒河江工業高等学校	工 業	メカニカルエンジニア	40			
		ロボットエンジニア	40			
		I T エンジニア	40			

に改める。

」

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

令和 7 年度高等学校再編整備計画に伴う学科改編及び入学定員の変更を行うため提案するものである。

令和 6 年 10 月 17 日提出

山形県教育委員会
教育長 高橋 広樹

山形県立高等学校管理運営規則新旧対照表（案）

現 行				改 正 案			
別表第1				別表第1			
高等学校の名称・課程及び入学定員				高等学校の名称・課程及び入学定員			
学校名	全日制の課程		入学定員	定時制の課程	設置学科	入学定員	定時制の課程
	設置学科	設置学科					
同 寒河江工業高等学校	機 械	工 業	募集 停止			40	
	電子機械		募集 停止			40	
	情報技術		募集 停止			40	
	メカニカルエンジニア ロボットエンジニア ITエンジニア	工 業	40		メカニカルエンジニア ロボットエンジニア ITエンジニア	40	
(略)				(略)			
(略)				(略)			

議第 3 号

山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部
を改正する規則の制定に係る臨時専決処理の承認について

山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則（昭和 31 年 11 月県教育委員会規則第 12 号）第 5 条第 1 項の規定により、下記のとおり専決処理したことについて承認する。

記

山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部
を改正する規則の制定について

山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部
を改正する規則

山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則（昭和40年 4 月県教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表その他の項第14号中「9月」を「9月（県教育委員会が特に必要と認める場合にあっては10月）」に改める。

附 則

この規則は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のための特別休暇について、対象期間を拡充する改正であり、10月1日に施行するため、教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則第5条第1項の規定により専決処理したので、同条第2項の規定により承認を求めるため提案するものである。

令和 6 年 10 月 17 日提出

山形県教育委員会

教育長 高橋 広 樹

山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則新旧対照表

現 行		改 正 案	
別表	特別休暇の承認の基準	別表	特別休暇の承認の基準
区分	事由	区分	事由
その他	(1)～(13) (14) 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	その他	(1)～(13) (14) 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合
	期間		期間
	一略一		一略一
	申請をすべき書類		申請をすべき書類
	一略一		一略一
	(15)		(15)

議第 4 号

山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部
を改正する規則の制定に係る臨時専決処理の承認について

山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則（昭和 31 年 11 月県教育委員会規則第 12 号）第 5 条第 1 項の規定により、下記のとおり専決処理したことについて承認する。

記

山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部
を改正する規則の制定について

山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部
を改正する規則

山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則（昭和 40 年 4 月県教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 4 項中「の規定により」を「又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 16 年 3 月県条例第 6 号。以下「任期付職員条例」という。）第 2 条の 3 各項の規定により任期を定めて」に改める。

第 4 条の 3 の 4 第 2 項第 1 号中「第 3 項」を「同条第 3 項」に、「又は第 27 条」を「若しくは第 27 条又は任期付職員条例第 7 条」に改め、同項第 2 号中「又は第 27 条」を「若しくは第 27 条又は任期付職員条例第 7 条」に改める。

第 7 条第 1 項各号列記以外の部分及び第 1 号中「又は第 31 条」を「若しくは第 31 条又は任期付職員条例第 11 条」に改め、同項第 2 号中「又は第 2 項（育児休業条例第 19 条又は第 31 条）」を「（育児休業条例第 19 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第 2 項（育児休業条例第 31 条又は任期付職員条例第 11 条）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部改正に伴い規定を整備するものであり、10 月 11 日に公布、施行するため、教育委員会の権限に属する事務の一部

を教育長に委任し又は専決させる規則第5条第1項の規定により専決処理したので、同条第2項の規定により承認を求めるため提案するものである。

令和6年10月17日提出

山形県教育委員会

教育長 高橋 広 樹

山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則新旧対照表

現 行	改 正 案
(勤務を要しない日及び勤務時間の割振りの基準)	(勤務を要しない日及び勤務時間の割振りの基準)
第3条 一略一	第3条 一略一
2及び3 一略一	2及び3 一略一
4 育児休業法第18条第1項の規定により採用された学校職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)(特別の勤務に従事する学校職員を除く。)の勤務時間は、1日につき7時間45分以下となるように割り振るものとする。	4 育児休業法第18条第1項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成16年3月県条例第6号。以下「任期付職員条例」という。) <u>第2条の3</u> 各項の規定により任期を定めて採用された学校職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)(特別の勤務に従事する学校職員を除く。)の勤務時間は、1日につき7時間45分以下となるように割り振るものとする。
5 一略一	5 一略一
(時間外勤務代休時間の指定)	(時間外勤務代休時間の指定)
第4条の3の4 一略一	第4条の3の4 一略一
2 県教育委員会又はその委任を受けた者は、条例第6条の2第1項の規定に基づき時間外勤務代休時間(同項に規定する時間外勤務代休時間をいう。以下同じ。)を指定する場合には、前項に規定する期間内にある勤務日等(休日(条例第6条の2第1項に規定する休日をいう。以下同じ。))及び代休日(条例第7条の3第1項に規定する代休日をいう。以下同じ。))を除く。第4項において同じ。)に割り振られた勤務時間のうち、時間外勤務代休時間の指定に代えようとする時間外勤務手当の支給に係る60時間超過月における給与条例第15条第4項の規定の適用を受ける時間(以下この項及び第6項において「60時間超過時間」という。)の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間数の時間を指定するものとする。	2 県教育委員会又はその委任を受けた者は、条例第6条の2第1項の規定に基づき時間外勤務代休時間(同項に規定する時間外勤務代休時間をいう。以下同じ。)を指定する場合には、前項に規定する期間内にある勤務日等(休日(条例第6条の2第1項に規定する休日をいう。以下同じ。))及び代休日(条例第7条の3第1項に規定する代休日をいう。以下同じ。))を除く。第4項において同じ。)に割り振られた勤務時間のうち、時間外勤務代休時間の指定に代えようとする時間外勤務手当の支給に係る60時間超過月における給与条例第15条第4項の規定の適用を受ける時間(以下この項及び第6項において「60時間超過時間」という。)の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間数の時間を指定するものとする。
(1) 給与条例第15条第1項第1号に掲げる勤務に係る時間(次号に掲げる時間を除く。) 又は <u>第3項</u> (育児休業条例第15条(育児休業条例第25条第1項において準用する場合を含む。))又は <u>第27条</u> の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により時間外勤務手当が支給されることとなる勤務の時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の25を乗じて得た時間数	(1) 給与条例第15条第1項第1号に掲げる勤務に係る時間(次号に掲げる時間を除く。) 又は <u>同条第3項</u> (育児休業条例第15条(育児休業条例第25条第1項において準用する場合を含む。))若しくは <u>第27条</u> 又は <u>任期付職員条例第7条</u> の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により時間外勤務手当が支給されることとなる勤務の時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の25を乗じて得た時間数
(2) 給与条例第15条第2項(育児休業条例第15条(育児休業条例第25条第1項において準	(2) 給与条例第15条第2項(育児休業条例第15条(育児休業条例第25条第1項において準

用する場合を含む。)又は第27条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の50を乗じて得た時間数

(3) 一略一

3～6 一略一

(年次有給休暇の日数)

第7条 条例第9条第1項第1号(育児休業条例第19条又は第31条の規定により読み替えて適用する場合を含む。次条において同じ。)の県教育委員会が定める日数は、次の各号に掲げる学校職員の区分に応じ、当該各号に定める日数(1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数)とする。ただし、当該日数が当該学校職員について労働基準法(昭和22年法律第49号)に基づき付与すべきこととされる日数を下回る場合は、同法に基づき付与すべき日数とする。

(1) 斉一型短時間勤務職員(育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、1週間ごとの勤務日(条例第4条第1項及び第2項(育児休業条例第19条又は第31条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により勤務が割り振られた日をいう。以下同じ。)の日数及び勤務日ごとの勤務時間数が同一であるものをいう。以下同じ。) 20日に斉一型短時間勤務職員の1週間の勤務日の日数を5で除して得た数を乗じて得た日数

(2) 不斉一型短時間勤務職員(育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、斉一型短時間勤務職員以外のものをいう。以下同じ。) 155時間に条例第3条第1項又は第2項(育児休業条例第19条又は第31条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定に基づき定められた不斉一型短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間数を、1日当たりの平均勤務時間(4週間ごとの勤務時間を4週間ごとの勤務日数で除して得た時間(1時間未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間)

用する場合を含む。)若しくは第27条又は任期付職員条例第7条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の50を乗じて得た時間数

(3) 一略一

3～6 一略一

(年次有給休暇の日数)

第7条 条例第9条第1項第1号(育児休業条例第19条若しくは第31条又は任期付職員条例第11条の規定により読み替えて適用する場合を含む。次条において同じ。)の県教育委員会が定める日数は、次の各号に掲げる学校職員の区分に応じ、当該各号に定める日数(1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数)とする。ただし、当該日数が当該学校職員について労働基準法(昭和22年法律第49号)に基づき付与すべきこととされる日数を下回る場合は、同法に基づき付与すべき日数とする。

(1) 斉一型短時間勤務職員(育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、1週間ごとの勤務日(条例第4条第1項及び第2項(育児休業条例第19条若しくは第31条又は任期付職員条例第11条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により勤務が割り振られた日をいう。以下同じ。)の日数及び勤務日ごとの勤務時間数が同一であるものをいう。以下同じ。) 20日に斉一型短時間勤務職員の1週間の勤務日の日数を5で除して得た数を乗じて得た日数

(2) 不斉一型短時間勤務職員(育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、斉一型短時間勤務職員以外のものをいう。以下同じ。) 155時間に条例第3条第1項(育児休業条例第19条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第2項(育児休業条例第31条又は任期付職員条例第11条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定に基づき定められた不斉一型短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間数を、1日当たりの平均勤務時間(4週間ごとの勤務時間を4週間ごと

をいう。第10条第2項第2号ニ及び同項第4号において同じ。)を1日として日に換算して得た日数

2～7 一略一

の勤務日数で除して得た時間(1時間未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間)をいう。第10条第2項第2号ニ及び同項第4号において同じ。)を1日として日に換算して得た日数

2～7 一略一